び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

34‖　二輪自動車については、設備・体制整備等を行い検査の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千百七十九号）による改正前の細目告示第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

35‖　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千百七十九号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（制動装置）

**第九条**　（略）

2～67　（略）

68‖　次に掲げる自動車（協定規則第十三号の規則2・54・に定める機能を有する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第二項第一号及び第六項第一号並びに第九十三条第二項第一号及び第六項第一号中「協定規則第13号の規則5. 及び6.」とあるのは、「協定規則第13号の規則5.（5.1.4.6.2.1. を除く。）及び6. 並びに協定規則第13号第15改訂版補足改訂版の規則5.1.4.6.2.1.」と読み替えることができる。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（新設）

（新設）

（制動装置）

**第九条**　（略）

2～67　（略）

（新設）